地　域　再　生　計　画

１　地域再生計画の名称

室戸半島の観光と産業を支えるみなとづくり計画

２　地域再生計画の作成主体の名称

高知県

３　地域再生計画の区域

高知県安芸郡東洋町、室戸市、安芸郡奈半利町、安芸市及び香南市の区域の一部（甲浦港、佐喜浜港、奈半利港、手結港、野根漁港、椎名漁港、加領郷漁港及び安芸漁港）

４　地域再生計画の目標

４－１　地域の現況

高知県の東部に位置する地方港湾である甲浦港、佐喜浜港、奈半利港及び手結港は、古くから物資の集積地や海上交通の要衝として、人流・物流面から背後圏の経済活動を支えてきた。

同時に野根漁港、椎名漁港、加領郷漁港及び安芸漁港をはじめとする近隣の漁港と連携し、沿岸部の基幹産業である水産業を支えてきた。

各港で水揚げされる水産物は、甲浦港にある観光施設の「海の駅 東洋町」では甲浦港及び野根漁港から、奈半利港背後にある「道の駅 田野駅屋」では奈半利港、椎名漁港及び加領郷漁港から、「安芸駅 ぢばさん市場」では佐喜浜港、奈半利港、手結港、椎名漁港、加領郷漁港及び安芸漁港から出荷され、周辺住民はもとより、観光客にも販売されるなど地域振興に寄与しているところである。

一方で、近年は、港湾及び漁港が海洋レクリエーションの基地として活用されるなど観光拠点としての役割を担い、港を活用した体験型観光やイベント等が行われている。

４－２　地域の課題

近年、本区域では、台風通過時には越波や高潮による浸水被害が頻繁に発生しており、また、港内の静穏度不足及び岸壁等の老朽化により船舶を安全に係留できないなど、漁業活動に支障をきたしている。また、自然体験プログラムの受入施設である緑地施設等の老朽化、陳腐化が進んでいる。

４－３　計画の目標

本区域の産業を支えてきた港をより一層活用していくため、社会構造の変化を踏まえた施設整備や老朽化対策を行うことで、漁業活動の安全性・効率性の向上及び体験型観光の促進を図り、地域産業の活性化を目指す。

（目標１）観光入込客数の増加
158 万人/年（令和２年）→196 万人/年(令和１０年)
（目標２）属地陸揚金額の増加
450 百万円/年（令和３年）→500 百万円/年(令和１０年)

５．地域再生を図るために行う事業

５－１　全体の概要

甲浦港においては、防波堤の老朽化対策により船舶の安全な係留を実現し、安定した港湾荷役、漁業活動及び観光利用促進を目指す。

佐喜浜港においては、物揚場の老朽化対策により船舶の安全な係留を実現し、また、船揚場について、近年の定置網用漁船の大型化に対応した施設整備を行い、安定した港湾荷役、漁業活動及び観光利用促進を目指す。

奈半利港においては、防波堤整備により船舶の安全な係留を実現し、安定した港湾荷役及び漁業活動を目指す。また、緑地の整備により体験型観光の促進を目指す。

手結港においては、歴史的観光資源である旧港の周辺施設（可動橋、緑地及び護岸）の老朽化対策等の整備を行い、港を核とした観光促進を目指す。

野根漁港においては、沖防波堤の老朽化対策等の整備を行い、航路及び泊地の静穏度を向上させることにより、漁船の安全な航行及び係留を実現し、安定した漁業活動を目指す。

椎名漁港においては、突堤を整備し、航路及び泊地の静穏度を向上させることにより、漁船の安全な航行及び係留を実現し、安定した漁業活動を目指す。

加領郷漁港においては、護岸を整備し、越波を防止することにより、加工施設等の浸水防止を実現し、安定した漁業活動を目指す。

安芸漁港においては、突堤の嵩上げや岸壁の排水路等を補修することにより、安全な準備及び陸揚げ作業を実現し、安定した漁業活動を目指す。

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

（１）地方創生港整備推進交付金【Ａ３０１０】

［施設の種類と事業主体］

・港湾施設（甲浦港、佐喜浜港、奈半利港、手結港）　高知県
・漁港施設（野根漁港、椎名漁港、加領郷漁港、安芸漁港）　高知県

［事業期間］

・港湾施設　令和 4 年度～令和 10 年度
・漁港施設　令和 4 年度～令和 8 年度

［整備量］

・港湾施設　外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾環境整備施設
・漁港施設　外郭施設、係留施設、輸送施設

［事業費］

総事業費　　3,096,600 千円
港湾施設　　2,221,600 千円（うち交付金 840,200 千円）
漁港施設　　875,000 千円（うち交付金 472,500 千円）

［事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法］

（令和/年度）	基準年	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
指標１ 船舶の安全な係留の確保 外郭施設及び係留施設等の整備進捗度	0%	20%	60%	60%	60%	60%	60%	100%
指標２ 観光資源となる施設の高付加価値化 港湾環境整備施設の整備施設数	0 施設	0 施設	1 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設

毎年度終了後に高知県が速やかに状況を把握する。

［事業が先導的なものであると認められる理由］

（政策間連携）

港湾及び漁港を一体的に整備することにより高知県東部地域における広域観光の推進が図れるなど、個別に整備するのに比べて各港の連携による相乗効果が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

５－３　その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「高知県東部の観光と産業を支えるみなとづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

５－３－２　支援措置によらない独自の取組

（１）沿岸資源増大事業

①内　　容　地域の漁業資源の保護・育成を目指すため、ヒラメの幼魚放流を行い、水産業の活性化を図る。（東洋町単独事業）

事業主体　東洋町

実施期間　令和３年５月

②内　　容　地域の漁業資源の保護・育成を目指すため、トコブシの稚貝放流を行い、水産業の活性化を図る。（室戸市単独事業）

事業主体　室戸市

実施期間　令和４年３月

（２）広域観光推進事業

内　　容　広域観光組織が行う企画・統括、情報発信、旅行商品造成・販売、観光人材育成、広域観光のブランド化に関する取組で

あって、広域観光組織の機能強化による広域的な観光振興に資するものに補助金を交付する。

実施主体　高知県

実施期間　令和４年度以降も継続予定

６　計画期間

令和４年度～令和１０年度

７　目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１　目標の達成状況に係る評価の手法

４に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に高知県が速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、関係市町及び観光協議会の観光入込客数調査結果及び高知県の港勢調査結果を用い、中間評価及び事後評価を行う。

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和 3 年度 （基準年度）	令和 6 年度 （中間年度）	令和 10 年度 （最終目標）
目標１ 観光入込客数の増加	158 万人/年	189 万人/年	196 万人/年
目標２ 属地陸揚金額の増加	450 百万円/年	450 百万円/年	500 百万円/年

※基準年度の観光入込客数は令和 2 年の数値

（指標とする数値の収集方法）

項　　目	収集方法
観光入込客数	観光入込客数調査結果より
属地陸揚金額	港勢調査結果等より

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

１．事業の進捗状況

２．総合的な評価や今後の方針

７－３　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

４に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を速やかにインターネット（高知県、港湾・海岸課及び漁港漁場課のホームページ）の利用により公表する。